平成２９年（フ）第３号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目13番28号
債務者　パリのパン屋さんボンジュール及びリキャール・ド・パリこと　儀間　章次
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　孝則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１６９号
神奈川県大和市下鶴間2793番地25　グリーンパレス大和404号
債務者　原　　豊
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３６号
金沢市久安６丁目86番地、従前の住所金沢市保古１丁目25番地
債務者　松村　　純
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多賀　秀典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３６号
富山市婦中町河原町230番地
債務者　市川　和人
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村万喜夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１８９号
埼玉県川口市青木１丁目17番30号　アドアパレス川口103号、旧住所埼玉県川口市本町３丁目１番19号　ピアジュリン201号
債務者　ＳＵＮこと　糸賀　御弦
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　一司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
新潟県上越市木田１丁目８番33号　コーポ水口201号
債務者　三上　　長
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　良一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１９４１号
名古屋市南区赤坪町247番地　ハイツ南102号
債務者　平田　滝男
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　圭祥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１３号
札幌市白石区中央２条６丁目２番２号　アリコベール佐藤105号
債務者　湯浅　幸太
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１４号
札幌市白石区中央２条６丁目２番２号　アリコベール佐藤105号
債務者　湯浅　由保
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２３号
札幌市豊平区中の島１条10丁目１番11号　アルファアパルＴｏビル60―203号
債務者　小山内隆行（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４号
札幌市豊平区中の島１条10丁目１番11号　アルファアパルＴｏビル60―203号
債務者　小山内こずえ（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４号
北海道虻田郡倶知安町南３条東５丁目６番地15　南３条宿舎Ａ棟101号室
債務者　田邊　友美（旧姓鶉橋）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第３４５号
愛知県岡崎市中町１丁目６番地３　ビラ東海30Ｃ
債務者　林　　雅猛
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９８６号
大阪市平野区喜連４丁目８番45―703号
債務者　児島　雅司
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２７３号
大阪府東大阪市横小路町６丁目１番25号
債務者　白谷　英樹
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３２５号
大阪府守口市大久保町４丁目９番８号　102号室、前住所大阪府守口市佐太中町５丁目11番13―206号
債務者　竹内　陽香（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４５１号
大阪市城東区古市１丁目20番１―101号
債務者　ヘアサロン春日こと　山下　清子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部